

広島県告示第六百九十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第一項の規定により認定した区域内における建築物について、同法第八十六条の五第二項の規定によって、認定を取り消した。

令和四年九月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 対象区域

広島県安芸郡海田町成本四四三番、四四四番、四四五番一、四四六番一、四四六番二、四七一番一、四七二番、四七三番一、四七四番一、四八三番一、四八三番二、四八四番、四八五番、四八六番一、四八六番二、四八六番三、四八七番、四八八番、四八九番一、四九〇番、四九一番、四九三番、四九四番、四九五番、四九六番五、四四三番地先里道及び四四四番地先里道

二 認定を取り消した年月日及び番号

令和四年八月十九日 第R三認消通知広島建指七十一号

三 認定を取り消された者の住所及び氏名

広島県広島市中区上八丁堀六番三〇号

中国四国防衛局長 今給黎 学